

〔条約〕

- 国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡(四)

〔告示〕

- 国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の効力発生に関する件(外務二三七)

〔条約〕

国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡をここに公布する。

平成5年6月17日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

条約第四号

国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡
この通告の書簡の署名国は、

1988年7月1日に署名され、同年8月30日に効力を生じたカナダ、フランス共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の間の国際的なコスパス・サーサット計画協定に基づいて設立され及び運用される捜索及び救助のためのコスパス・サーサット衛星制度の成功裡の実施に留意し、

国際的なコスパス・サーサット計画協定の締約国が、コスパス・サーサット制度を長期的に運用すること並びにすべての国に対して無差別に及び遭難している利用者に対して無料で同制度を利用させることを確保するという約束をしたことに留意し、

国際的なコスパス・サーサット計画協定の非締約国がコスパス・サーサット制度に地上部分提供国として参加することに関する同協定の規定を考慮し、

この人道的な努力における緊密な国際協力を強化することを希望し、

海上における遭難及び安全に関する世界的な制度を確立するという国際海事機関の決定並びに国際民間航空機関及び国際電気通信連合のそれぞれの分野における責任を認識し、

海上、航空及び陸上における遭難及び安全のために警報及び位置に関する役務を提供する全世界にわたる衛星制度が効率的な捜索救助活動にとって重要であることを確信し、

よって、国際的なコスパス・サーサット計画協定の非締約国が、コスパス・サーサットの地上部分の設備を設置し及び運用すること並びに捜索救助活動を支援するためコスパス・サーサット制度を利用することについて同協定の締約国及び他の国と無差別に協力することが望ましいことを認識して、

次のとおり合意する。

1 定義

「協定」とは、国際的なコスパス・サーサット計画協定をいう。

「コスパス・サーサットの締約国」とは、協定の締約国をいう。

「計画」とは、コスパス・サーサットの締約国が協定に基づいてコスパス・サーサット制度を提供し、運用し及び調整するため、協定に従い実施する活動をいう。

「制度」とは、協定第三条に定める宇宙部分、地上部分及び無線標識から成るコスパス・サーサット制度（地上部分提供国及び利用国が協定の規定に従い提供する地上部分の設備及び無線標識を含む。）をいう。

「理事会」とは、協定に基づいて設置する理事会をいう。

「事務局」とは、協定に基づいて設置する事務局をいう。

「地上部分提供国」とは、協定の規定に従い、地上部分の設備を設置し及び運用し並びに制度を利用する国をいう。

「利用国」とは、協定の規定に従い、制度を利用する国をいう。

「機関」とは、地上部分提供国又は利用国が計画との提携に係る責任を遂行するために指定する機関をいう。

「署名国」とは、この通告の書簡の規定に従い、地上部分提供国として計画と提携することを協定のいずれかの寄託者に通告する国をいう。

2 署名国の計画との提携の範囲及び目的

2.1 署名国の計画との提携の目的は、次のとおりとする。

- (a) 制度の長期的な運用に貢献すること。
- (b) 搜索救助活動を支援するため、制度からの遭難警報及び遭難の位置の情報を国際社会に対して無差別に提供すること。
- (c) (b)の遭難警報及び遭難の位置の情報を提供することにより、搜索及び救助に関する国際海事機関及び国際民間航空機関の目的を支援すること。
- (d) 制度の運用及び調整について他の国の当局及び関係する国際機関と協力すること。

2.2 署名国は、2.1に定める目的を達成するため、地上部分提供国として計画と提携し、次のことを行う。

- (a) コスパス・サーサットの遭難警報及び遭難の位置の情報の受信並びに無線標識の配置により、搜索救助活動を支援するため制度を利用すること。
- (b) 理事会に通知した期間内に、次に掲げるものから成る地上部分の設備を設置し及び運用すること。

コスパス・サーサット衛星によって中継される信号を受信し及び無線標識の位置を決定するため当該信号を処理する少なくとも一の地域利用設備

地域利用設備及び他の業務管理センターからの出力を受け並びに遭難警報及び遭難の位置の情報を適当な当局に伝達する一の業務管理センター

2.3 署名国は、この通告の書簡のいかなる規定も、協定上の義務を超える義務をコスパス・サーサットの締約国に課すものではないことを承諾する。

3 署名国の責任に関する事項

- 3.1 署名国は、地上部分提供国及び利用国の計画との提携に係る協定の規定に従い、次に定める責任を負う。
- (a) 制度の適切な性能を確保するために理事会が定めた技術仕様及び運用手続きを遵守すること。
 - (b) 理事会と合意した手続きに従い、コスパス・サーサットの宇宙部分を通じて受信した遭難警報及び遭難の位置の情報を検索及び救助のための適当な当局に送付するよう努めること。
 - (c) 自国の地上部分の設備と制度との適合性を確認するため、理事会と合意するところに従い、性能に関する適当な情報を提供すること。
 - (d) 遭難警報のための自国の連絡先を理事会又は権限のある国際機関に通知すること。
 - (e) 制度において運用するため、国際電気通信連合の定める適当な規定及びコスパス・サーサットの仕様に適合する特性を有する無線標識を使用すること。
 - (f) 可能なときは、無線標識の登録簿を保持すること。
 - (g) 理事会と合意した手続きに従い、コスパス・サーサットの情報を適時にかつ無差別に交換すること。
 - (h) 管理上、運用上及び技術上の関連する問題を解決するため、理事会が招集する計画の適当な会合（理事会及びその補助機関の公開の会合を含む。）に必要な応じ参加すること。
 - (i) 理事会と合意したその他の義務を履行すること。
- 3.2 この通告の書簡は、署名国の事前の同意を得ることなく、この通告の書簡上の義務を超える義務を署名国に課し又は署名国の既存の義務を変更させるものと解釈してはならず、また、署名国は、理事会と合意した一定の期間の満了前に、いかなる新たな責任の遂行も要求されない。

4 機関及び計画の会合における署名国の代表

- 4.1 署名国は、協定第十一条及び第十二条に規定する要件を満たしているので、理事会及びその補助機関の公開の会合に出席し、これらの会合に関するすべての関連文書を受領し、文書を提出し、議題を提案し並びに討議に参加する権利を有することに留意する。
- 4.2 署名国は、2及び3の規定に従って計画との提携を実施することについて責任を有する機関を指定する。
- 4.3 署名国は、指定した機関、及び理事会が招集する計画の会合であって地上部分提供国又は利用国が参加を招請されるものにおける代表者を、事務局を通じてコスパス・サーサットの締約国に通報する。
- 4.4 署名国は、指定した機関及び代表者の変更を、事務局を通じてコスパス・サーサットの締約国に通報する。

4.5 署名国は、代表者による計画の会合への参加が、協定の関係規定及び理事会が採択した関係する手続規則に従って行われることを承諾する。

5 損害賠償責任

5.1 署名国は、コスパス・サーサットの締約国及び計画と提携した国が、計画との提携又は制度の利用による活動を行い又は行わないことから生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由として、相互に損害賠償を請求し又は訴えを提起しないことを承諾する。

5.2 署名国は、制度の利用者（コスパス・サーサットの締約国、地上部分提供国及び利用国を含む。）又は第三者に対していかなる損害賠償責任（特に、これらの者の制度の利用又は署名国の計画との提携から生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由とする損害賠償の請求に関するもの）も負わない。署名国は、コスパス・サーサットの締約国、地上部分提供国及び利用国とともに、そのような潜在的な損害賠償の請求から自国及びこれらの国を保護するために協力する。

6 財政事項

6.1 署名国は、自国の予算手続及び利用可能な予算に従い、2及び3に定める制度への貢献に係るすべての経費を負担する完全な責任を負う。

6.2 署名国は、協定第六条の規定に従い、計画の組織、管理及び調整に係る共通の経費に充てるため、理事会が計画と提携した非締約国との合意により随時決定する年間の標準額を拠出する用意がある。

6.3 協定第六条の規定に従い、6.2に規定する共通の経費には、コスパス・サーサットの宇宙部分を通ずる遭難警報の受信及び送信（コスパス・サーサットの締約国がすべての国に対して無料で行うもの）に係るいかなる経費も含まない。

7 効力発生及び終了

7.1 署名国の地上部分提供国としての計画との提携は、この通告の書簡が協定のいずれか一の寄託者によって受領された日の後30日で効力を生ずる。

7.2 署名国は、協定のいずれか一の寄託者に対する通告により、計画との提携を一方的に終了することができる。終了は、当該通告が当該いずれか一の寄託者によって受領された日の後180日で効力を生ずる。署名国は、計画との提携を一方的に終了する意図を、事務局を通じてコスパス・サーサットの締約国に通報する。

7.3 署名国は、計画との提携が、7.2の規定に従って終了しない限り、協定がその効力を失うまで効力を有することを承諾する。協定がその効力を失う場合には、署名国の計画との提携は、自動的に終了する。

7.4 協定の寄託者は、国際民間航空機関事務局長及び国際海事機関事務局長であるが、この通告の書簡の寄託者は、国際海事機関事務局長とする。同事務局長は、コスパス・サーサットの締約国及び他方の寄託者に対し、この通告の書簡及び後に行われる通告の受領の日を通報し並びにこれらの謄本一通を送付することを要請される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの通告の書簡に署名した。

1993年5月28日に東京で、英語により原本一通を作成した。この原本は、国際海事機関事務局長に送付する。

日本国政府のために

日本国外務大臣	武藤 嘉文
外務大臣	武藤 嘉文
運輸大臣	越智 伊平
郵政大臣	小泉 純一郎
内閣総理大臣	宮澤 喜一

〔告示〕

○外務省告示第二百三十七号

日本国政府は、平成5年6月10日に「国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡」を国際海事機関事務局長に寄託した。

よって、日本国の地上部分提供国としての国際的なコスパス・サーサット計画との提携は、同通告の書簡7.1の規定に従い、平成5年7月10日に効力を生ずる。

なお、日本国が提携する同計画に関する「国際的なコスパス・サーサット計画協定」は、次のとおりである。

平成5年6月17日

外務大臣 武藤 嘉文

国際的なコスパス・サーサット計画協定

目次

前文

第一条 定義

第二条 この協定の目的

第三条 制度の概要

第四条 協力機関

第五条 締約国の責任

第六条 財政事項

第七条 構成

第八条 理事会の構成及び手続

第九条 理事会の任務

第十条 事務局

第十一条 地上部分提供国

第十二条 利用国

第十三条 国際機関との関係

第十四条 損害賠償責任

第十五条 紛争の解決

第十六条 加入

第十七条 脱退

第十八条 改正

第十九条 寄託者

第二十条 効力発生及び有効期間

国際的なコスパス・サーサット計画協定

この協定の締約国は、

1984年10月5日に署名され、1985年7月8日に効力を生じたソヴィエト社会主義共和国連邦海運省、アメリカ合衆国海洋大気庁、カナダ国防省及びフランス国立宇宙研究所の間の了解覚書に基づいて設立された搜索及び救助のためのコスパス・サーサット衛星制度の成功裡の実施に留意し、

この人道的な努力における緊密な国際協力を強化することを希望し、

1974年11月1日にロンドンで作成された海上における人命の安全のための国際条

約、1976年9月3日にロンドンで作成された国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約及び運用協定並びに1979年4月27日にハンブルグで作成された海上における捜索及び救助に関する国際条約に基づいて海上における遭難及び安全に関する世界的な制度を確立するための国際海事機関における努力並びに国際民間航空機関及び国際電気通信連合のそれぞれの分野における責任を認識し、

海上、航空及び陸上における遭難及び安全のために警報及び位置に関する役務を提供する全世界にわたる衛星制度が効率的な捜索救助活動にとって重要であることを確信し、

1967年1月27日の月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約及びこの協定の締約国が締約国となっている宇宙空間の利用に関する他の多数国間協定の規定を想起し、

よって、捜索及び救助を支援するため警報及び位置に関する役務を長期的に提供するよう並びにすべての国に対して無差別に及び遭難している利用者に対して無料でコスパス・サーサット制度を利用させるよう努めるため、同制度を国際法に従って運用することが望ましいことを認識して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

「締約国」とは、この協定が効力を生じた国をいう。

「計画」とは、締約国が、コスパス・サーサット制度を提供し、運用し及び調整するため、この協定に従い実施する活動をいう。

「協力機関」とは、締約国が計画を実施するために指定する機関をいう。

「制度」とは、第三条に定める宇宙部分、地上部分及び無線標識から成るコスパス・サーサット制度をいう。

「地上部分提供国」とは、第十一条 11.2 の規定に従い、地上部分の設備を設置し及び運用する国をいう。

「利用国」とは、第十二条 12.2 及び 12.3 の規定に従い、制度を利用する国をいう。

第二条 この協定の目的

捜索及び救助のための国際協力を促進するに当たり、この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 制度の長期的な運用を確保すること。
- (b) 捜索救助活動を支援するため、制度からの遭難警報及び遭難の位置の情報を国際社会に対して無差別に提供すること。
- (c) (b)の遭難警報及び遭難の位置の情報を提供することにより、捜索及び救助に関する国際海事機関及び国際民間航空機関の目的を支援すること。
- (d) 締約国が制度の管理を調整し並びに制度の運用及び調整について他の国の当局及び関係する国際機関と協力する方法を定めること。

第三条 制度の概要

3.1 制度は、次のものから成る。

- (a) 通常の運用状態において少なくとも四の衛星から成る宇宙部分。当該四の衛星は、それぞれ、適合性を有し、かつ、次に掲げる三の基本的なユニットから成る。
 - (i) 他のユニットを搭載するためのプラットフォームであって低高度の極軌道上を移動するもの
 - (ii) 406メガヘルツで受信する信号を再送信のため受信し、処理し及び記憶するよう設計された受信・処理・記憶ユニット
 - (iii) 121.5メガヘルツの無線標識の信号を中継する中継ユニット
- (b) 次に掲げるものから成る地上部分
 - (i) 締約国その他の国が、衛星によって中継される信号を受信し及び無線標識の位置を決定するため当該信号を処理することを目的として設置する地域利用設備
 - (ii) 締約国その他の国が、地域利用設備からの出力を受け並びに遭難警報及び遭難の位置の情報を適当な当局に伝達するため設置する業務管理センター
- (c) 遭難の際に始動し、かつ、周波数406メガヘルツ又は121.5メガヘルツで無線信号を送信するように設計された無線標識であって、国際電気通信連合の定める適当な規定及びコスパス・サーサットの仕様に適合する特性を有するもの

3.2 コスパス・サーサットの宇宙部分の構成は、第七条及び第八条の規定に基づいて設置する理事会の決定によって拡充することができる。

第四条 協力機関

- 4.1 締約国は、計画を実施することについて責任を有する協力機関を指定する。
- 4.2 締約国は、他の締約国に対し、指定した協力機関及びその変更を通報する。

第五条 締約国の責任

- 5.1 締約国は、制度の宇宙部分を維持するため長期的に計画に拠出する。
- 5.2 各締約国の拠出は、制度の宇宙部分の少なくとも一の基本的なユニットとする。
- 5.3 各締約国は、制度の宇宙部分への自国の拠出を決定する。
- 5.4 通常の運用状態における原締約国の宇宙部分への当初の拠出は、次のとおりとする。

ソヴィエト社会主義共和国連邦	二のプラットフォーム
	二の受信・処理・記憶ユニット
	二の中継ユニット
アメリカ合衆国	二のプラットフォーム
フランス共和国	二の受信・処理・記憶ユニット
カナダ	二の中継ユニット

- 5.5 締約国は、その拠出に変更がある場合には、当該変更を寄託者に通告する。
- 5.6 プラットフォームを提供する締約国は、当該プラットフォームの運用について責任を有する。当該プラットフォームの運用は、第九条(d)の規定に従って、技術上の要件を満たし、かつ、制度の性能を十分に発揮させるものとする。

- 5.7 締約国は、締約国間及び締約国と地上部分提供国との間の管理上、運用上及び技術上の調整を確保し並びに利用国に対して制度に関する十分な情報を提供するよう努める。
- 5.8 締約国は、コスパス・サーサットの関係する遭難警報及び遭難の位置の情報を検索及び救助のための適当な当局に送付し並びに当該適当な当局との制度の活動について調整するよう努める。
- 5.9 締約国は、この協定に基づく義務を履行するために必要な情報を交換する。

第六条 財政事項

- 6.1 締約国は、自国の予算手続及び利用可能な予算に従い、前条の規定に基づいて決定された宇宙部分への拠出に係るすべての経費及びこの協定の義務から生ずる共通の経費を負担する完全な責任を負う。
- 6.2 締約国は、計画の組織、管理及び調整に係る共通の経費であって、理事会において合意されたもの（理事会及び事務局の活動の費用の負担に要するものを含む。）を平等に負担する。
- 6.3 コスパス・サーサットの宇宙部分を通ずる遭難警報の受信及び送信は、すべての国に対して無料で行う。
- 6.4 6.2に規定する計画の組織、調整及び管理に係る活動への参加を決定する非締約国は、理事会が決定する条件の下で共通の経費について拠出する事を要請される。

第七条 構成

- 7.1 この協定により次に掲げる機関を設置する。
- (a) 理事会
 - (b) 事務局
- 7.2 理事会は、この協定を実施するために必要な補助機関を設置することが出来る。

第八条 理事会の構成及び手続

- 8.1 理事会は、各締約国の一人の代表者で構成する。代表者は、代表代理及び顧問を同伴することができる。
- 8.2 理事会は、その手続規則を採択する。
- 8.3 理事会は、その任務を効率的に遂行するため必要に応じて会合をするものとし、年に一回以上会合する。
- 8.4 理事会の決定は、全会一致で行う。
- 8.5 理事会の言語は、英語、フランス語及びロシア語とする。

第九条 理事会の任務

理事会は、関連する政策を遂行し及び締約国の活動を調整する。理事会の任務には、次のことを含む。

- (a) この協定の実施状況の監督
- (b) この協定の実施のための技術上、管理上及び運用上の必要な企画の作成
- (c) 理事会の行為を必要とする第六条の規定の実施

- (d) 制度の宇宙部分の施設、地上部分の施設及び無線標識のための技術仕様の準備、検討及び採用並びにコスパス・サーサットの技術上及び運用上の文書の採択
- (e) 国際民間航空機関、国際電気通信連合、国際海事機関その他の国際機関との技術的事項の調整のための交流及び協力の確保
- (f) 地上部分提供国及び利用国との管理上、運用上及び技術上の調整（地上部分の設備及び無線標識の型式の承認又は稼働のための手続の採択を含む。）
- (g) 制度の技術上及び運用上の拡充（締約国の拠出に係るもの及びこの協定の非締約国の拠出を伴うものを含む。）の必要性の評価
- (h) 技術上及び運用上の適当な情報を交換するための仕組みの確立
- (i) この協定の非締約国及び国際機関との関係に関する事項についての決定
- (j) 事務局の活動に関する指示
- (k) 制度の性能の評価に必要な訓練、試験及び研究の組織化及び調整
- (l) 制度の宇宙部分、地上部分及び無線標識の運用に関するその他の事項であって理事会がその権限に属することについて合意するもの。

第十条 事務局

- 10.1 事務局は、計画のための事務的な常設機関であり、理事会がその任務を遂行するに際し、これを支援する。
- 10.2 事務局は、理事会が承認した手続に従って任命された事務局長が管理する。
- 10.3 事務局は、次に掲げる役務を含む任務を遂行するに当たり、理事会から指示を受ける。
 - (a) 理事会及びその補助機関の会合のための役務
 - (b) 一般的な通信、制度に関する文書及び広報のための資料に関する事務的な役務
 - (c) 理事会が指示する報告書の作成を含む技術的な役務
 - (d) 地上部分提供国、利用国及び国際機関との連絡
 - (e) この協定の実施のため理事会が要請するその他の役務

第十一条 地上部分提供国

- 11.1 地上部分の設備を設置し及び運用しようとする国は、その意思を理事会に通知し、次のことを行う。
 - (a) 制度の適切な性能を確保するために理事会が定めた技術仕様及び運用手続を遵守すること。
 - (b) 理事会と合意した手続に従い、コスパス・サーサットの宇宙部分を通じて受信した遭難警報及び遭難の位置の情報を検索及び救助のための適当な当局に送付するよう努めること。
 - (c) 自国の地上部分の設備と制度との適合性を確認するため、理事会と合意するところに従い、性能に関する適当な情報を提供すること。
 - (d) この条の規定に基づく自国の責任を遂行する機関を指定すること。
 - (e) 管理上、運用上及び技術上の関連する問題を解決するため、理事会が定める条件に

よって、理事会が招集する計画の適当な会合に参加すること。

- (f) この協定に基づく活動を行い又は行わないことから生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由として、締約国に対し、損害賠償を請求し又は訴えを提起しないことを確認すること。
- (g) 制度の理由に関する次条の規定を遵守すること。
- (h) 理事会と合意したその他の義務を履行すること。

11.2 地上部分提供国になることを希望する国は、11.1の規定に基づく義務の正式な受諾を寄託者に通告し、寄託者はこれを締約国に通報する。その通告は、標準の書簡の形式で行い、かつ、制度への参加のための11.1の規定による条件であって理事会と事前に合意したものを含むものとする。

第十二条 利用国

12.1 いかなる国も、コスパス・サーサットの遭難警報及び遭難の位置の情報の受信並びに無線標識の配置によって制度を利用することができる。

12.2 利用国になることを希望する国は、次のことを含む一定の責任を負う。

- (a) 遭難警報のための自国の連絡先を理事会又は権限のある国際機関に通知すること。
- (b) 制度において運用するため、国際電気通信連合の定める適当な規定及びコスパス・サーサットの仕様に適合する特性を有する無線標識を使用すること。
- (c) 可能なときは、無線標識の登録簿を保持すること。
- (d) 理事会と合意した手続きに従い、コスパス・サーサットの情報を適時にかつ無差別に交換すること。
- (e) この協定に基づく活動を行い又は行わないことから生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由として、締約国に対し、損害賠償を請求し又は訴えを提起しないことを確認すること。
- (f) 管理上、運用上及び技術上の関連する問題を解決するため、理事会が定める条件によって、理事会が招集する計画の適当な会合に必要な応じて参加すること。
- (g) 理事会と合意したその他の義務を履行すること。

12.3 利用国は、12.2の規定に基づく義務の正式な受諾を寄託者に通告し、寄託者はこれを締約国に通報する。その通告は、標準の書簡の形式で行い、かつ、制度への参加のための12.2の規定による条件であって理事会と事前に合意したものを含むものとする。

第十三条 国際機関との関係

13.1 締約国は、この協定の実施を促進するため、理事会を通じ国際民間航空機関、国際電気通信連合、国際海事機関その他の国際機関と共通の関心のある事項について協力する。締約国は、これらの国際機関の関連する決議、基準及び勧告を考慮する。

13.2 13.1の協力は、13.1の国際機関と締約国との間で正式のものとするすることができる。

第十四条 損害賠償責任

14.1 締約国は、この協定に基づく活動を行い又は行わないことから生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由として、相互に損害賠償を請求し又は訴えを提起しない。

14.2 締約国は、制度の利用者又は第三者に対して、いかなる損害賠償責任（特に、制度の利用から生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由とする損害賠償の請求に関するもの）も負わない。締約国は、そのような潜在的な損害賠償を請求から締約国自身を保護するために協力する。

第十五条 紛争の解決

15.1 この協定の解釈又は実施に関する紛争は、関係する締約国間の交渉によって解決する。

15.2 紛争の解決が 15.1 の交渉によって得られない場合において関係する締約国が合意するときは、紛争は仲裁に付することができる。

第十六条 加入

16.1 この協定は、少なくとも一の基本的なユニットを宇宙部分に抛出することに同意し、かつ、この協定に基づく締約国の責任を引き受ける用意がある国の加入のために開放しておく。

16.2 いずれの国も、この協定に加入し及び既存の宇宙部分（第三条 3.1 に規定するもの又は同条 3.2 の規定に従い構成を拡充されたもの）の基本的なユニットを抛出する責任を引き受ける場合には、当該基本的なユニットを現に提供している締約国の同意を得るとともに、他の締約国と協議する。

16.3 いずれの国も、この協定に加入し及び宇宙部分の構成を拡充する追加の基本的なユニットを抛出する責任を引き受ける場合には、その拡充が必要であるという第三条 3.2 の規定による理事会の決定の後すべての締約国の同意を得る。

16.4 16.2 又は 16.3 の規定のいずれかの要件を満たし、かつ、その旨の通告を受けた国は、寄託者に加入書を寄託することにより加入することができる。

16.5 この協定は、加入する国については、寄託者に加入書を寄託した日に効力を生ずる。

第十七条 脱退

17.1 締約国は、この協定から脱退することができる。

17.2 脱退する意思を有する締約国は、寄託者にその旨を通告する。その脱退は、寄託者がその通告を受領した日の後一年目の日又はそれよりも遅い日であって締約国が合意した日に効力を生ずる。

17.3 この協定から脱退する意思を有する締約国は、自国の宇宙部分への既存の抛出が継続することを確保するよう努めるものとし、また、この点について、締約国のそれぞれの責任につき調整するため他の締約国と協議する。

第十八条 改正

18.1 締約国は、この協定の改正を提案することができる。

18.2 理事会の会合における改正案の審議には、90日の予告を必要とする。理事会は、当該会合において当該改正案を審議し及び締約国に対して当該改正案に関する勧告を行

う。

18.3 改正は、寄託者がすべての締約国から受諾の通告を受領した後六十日で効力を生ずる。

18.4 寄託者は、改正の受諾の通告の受領及び改正の効力発生をすべての締約国に速やかに通告する。

第十九条 寄託者

19.1 この協定の寄託者は、国際民間航空機関事務局長及び国際海事機関事務局長とする。

19.2 寄託者は、署名の日、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日、この協定の効力発生の日及び他の通告の受領をこの協定のすべての締約国に速やかに通報する。

19.3 この協定は、国際連合憲章第百二条の規定により、国際連合事務局に登録する。

第二十条 効力発生及び有効期間

20.1 この協定は、カナダ、フランス共和国、アメリカ合衆国及びソヴィエト社会主義共和国連邦による署名のために開放しておく。署名は、批准、受諾若しくは承認を条件としないで又は批准、受諾若しくは承認を条件とする旨の宣言を付して行うことができる。

20.2 この協定は、カナダ、フランス共和国、アメリカ合衆国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名した日又は寄託者に批准書、受諾書若しくは承認書を寄託した日の後60日目の日にこれらの国について効力を生ずる。

20.3 締約国は、この協定の効力発生の際に、捜索及び救助のためのコスパス・サーサット衛星制度についての協力に関するソヴィエト社会主義共和国連邦海運省、アメリカ合衆国海洋大気庁、カナダ国防省及びフランス国立宇宙研究所の間の了解覚書（1984年10月5日に署名され、1985年7月8日に効力を生じたもの）が効力を失うことを確保するために必要な措置をとる。

20.4 この協定は、効力発生の日から15年間効力を有するものとし、その後は順次5年の期間自動的に延長する。

以上の証拠として、下名は、この協定に署名した。

1988年7月1日にパリで、ひとしく正文である英語、フランス語及びロシア語により原本二通を作成した。これらの原本は、国際民間航空機関事務局長及び国際海事機関事務局長にそれぞれ寄託する。この協定の認証謄本は、寄託者が締約国に送付する。